

受検資格、書類提出先及び提出書類

1 受検資格

- (1) 和歌山県内に住所を有する者又は和歌山県外に住所を有する者と和歌山県内の営業所に所属する警備員（以下「県外在住警備員」という。）
- (2) 雑踏警備業務1級を受検できる者は、(1)及び次のア又はイに該当する者
 - ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する2級検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
 - イ 和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

2 検定申請書等の提出先等

- (1) 和歌山県内に住所を有する者
 - ア 住所地を管轄する警察署（有田湯浅警察署有田分庁舎及び新宮警察署串本分庁舎を含む。以下同じ。）
 - イ 警備員であって、和歌山県内の営業所に所属している場合は、当該営業所の所在地を管轄する警察署

※ イに該当する者は、ア、イいずれかの提出先を選択することができる。
- (2) 県外在住警備員
所属する営業所の所在地を管轄する警察署
- (3) 書類提出
上記提出先に書類を持参するか、e-Gov電子申請（<https://shinsei.e-gov.go.jp>）により提出してください。
※ 郵送による提出はできません。

3 提出する検定申請書等

- (1) 検定申請書 1通
- (2) 検定申請書の添付書類
 - ア 顔写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚
 - イ 住所地を管轄する警察署に提出する場合
住所地を疎明する書面（住民票の写し（外国人にあつては、在留カードの写し）等） 1通
 - ウ 警備員であつて、所属している営業所を管轄する警察署に提出する場合
和歌山県内に所在する営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通
- (3) 雑踏警備業務1級の検定を受けようとする者の添付書類
(2)の添付書類のほか、次のア又はイの書類を添付すること。
 - ア 2級検定の合格証明書の写し及び同合格証明書の交付を受けた日から起算して、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業務従

事証明書)

※警備業務従事証明書の発行を受けられない場合は誓約書

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者であることを疎明する書面（1級検定受検資格認定証）の写し